

## 令和6年度就学援助制度のお知らせ

飯豊町教育委員会

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な子どもたちの保護者に対して、学用品費や給食費など就学費用の一部を援助し、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度です。

生活保護を受けていない方で、下記の要件に該当し援助を希望される方は、お子様の通っている学校の先生、または地区の民生児童委員にご相談のうえ、必要な手続きを行ってください。

### ◆援助の対象となる方

下記事項のいずれかに該当し、教育委員会が援助の実施を認定した方。

- (1) 生活保護が停止又は廃止された
- (2) 町民税が非課税である
- (3) 町民税が減免されている
- (4) 個人事業税が減免されている
- (5) 固定資産税が減免されている
- (6) 国民年金保険料が減免されている
- (7) 国民健康保険税(料)が減免又は徴収の猶予をされている
- (8) 児童扶養手当が支給されている
- (9) 生活福祉資金を借りている
- (10) 保護者が失業対策事業又は職業安定所登録の日雇労働をしている
- (11) 不慮の災害・事故等、経済的に就学困難となる特別の理由がある

### ◆援助の内容

- ①学用品費(全員) ②給食費(全員) ③新入学用品費(新1年生)
- ④修学旅行費(参加者) ⑤体育実技用具費(小学校1・4年、中学校1年)
- ⑥医療費(学校で治療の指示を受けた虫歯、結膜炎、中耳炎等の治療費)

### ◆申請の手続き

#### (1)提出書類

- ・就学援助費受給申請書
- ・令和5年分の収入額がわかる書類  
(世帯員全員分の源泉徴収票、または確定申告書の写し 等)

#### (2)提出期限

令和6年2月22日(木)

#### (3)提出先

お子様が入学する小学校または飯豊町教育委員会へご提出ください。

- ※ 入学校または民生児童委員にご相談の上、申請書の提出をお願いいたします。
- ※ 家庭状況の変化等により援助が必要になった場合は、その時点で申請が可能ですので、その際は早めに各学校にて手続きを行ってください。
- ※ 民生児童委員がご家庭に伺い、申請内容を確認したり、認定審査の際に役場住民税務課の所得・課税状況を閲覧したりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 新入学用品費の入学前支給について

新入学用品費に限り入学前に受給することができます。入学前の受給を希望する場合は、事前に教育委員会へ相談の上、下記の手続きが必要です。

### ◆対象者

令和6年4月に飯豊町内の小・中学校に入学予定のお子さんがある世帯で、前ページの「援助の対象となる方」の項目のいずれかに該当し、教育委員会が援助の実施を認定した方。

### ◆申請の手続き

#### (1)提出書類

- ・就学援助費受給申請書【新入学用品費入学前支給用】  
※既に就学援助費を受給している6年生のお子さんがある世帯については、新入学用品費の入学前支給の申請は不要です。

#### (2)提出期限

令和6年1月31日（水）

#### (3)提出先

飯豊町教育委員会（受付時間 8：30～17：15）

### ◆援助の内容

新入学用品費（新1年生のみ）

- ・小学1年生：40,600円
- ・中学1年生：47,400円

※認定後、2月中に支給予定です。  
※購入品のレシートや領収書の提出は不要です。

### ※注意事項※

- ・新入学用品費の入学前支給は、世帯員全員分の令和4年分の収入額で審査します。
- ・令和6年2月1日現在、飯豊町立小・中学校に入学される予定の方が対象となります。ただし、転出予定がある場合は支給対象とはなりません。受給後に町外に転出された場合は、転出先自治体の教育委員会に本町で新入学用品費を支給したことを通知します。
- ・今回の新入学用品費の入学前支給を希望しなかった場合や認定を受けなかった場合でも、入学後に就学援助の申請書を提出し、認定された場合は、5月末に新入学用品費を支給します。ただし、入学後の申請の場合は、令和5年分の収入で審査いたします。
- ・新入学用品費を入学前に受給した場合でも、入学後に引き続き給食費や学用品費等の支給を受けたい場合は、入学後に改めて就学援助の申請書を提出していただく必要があります。  
ただし、新入学用品費を入学前に受給し、入学後にも二重に受給することはできません。

#### 【問い合わせ先】

飯豊町教育委員会 教育総務課 学校教育振興室  
〒999-0696 飯豊町西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地  
TEL0238-87-0519（直通） fax0238-72-3827